

（別紙 グループホームゆずこ高西料金表）＊令和８年９月１日時点
 提供するサービスの費用について

（１）介護保険給付サービス利用料金

＊法定代理受領分は介護報酬告示上の額の利用者負担割合に応じた額

【認知症対応型共同生活介護費Ⅱ】

要介護度	単位数
要支援 2	7 4 9
要介護 1	7 5 3
要介護 2	7 8 8
要介護 3	8 1 2
要介護 4	8 2 8
要介護 5	8 4 5

【短期利用認知症対応型共同生活介護費Ⅱ】

要介護度	単位数
要支援 2	7 7 7
要介護 1	7 8 1
要介護 2	8 1 7
要介護 3	8 4 1
要介護 4	8 5 8
要介護 5	8 7 4

【加算】 ※が付いている加算は区分支給限度基準額の対象外

加算名称		単位数	備考	算定該当
若年性認知症利用者受入加算 （１日につき）		1 2 0		●
看取り介護加算 （１日につき）		7 2	死亡日以前 31 日以上 45 日以下	●
		1 4 4	死亡日以前 4 日以上 30 日以下	
		6 8 0	死亡日以前 2 日又は 3 日	
		1 2 8 0	死亡日	
初期加算 （１日につき）		3 0		●
協力医療機関連携加算 （１月につき）		1 0 0		●
		4 0		
医療連携体制加算 （１日につき）＊要支援無し	Ⅰイ	5 7		
	Ⅰロ	4 7		●
	Ⅰハ	3 7		
	Ⅱ	5		●
退居時情報提供加算		2 5 0		●
退居時相談援助加算		4 0 0		●
認知症専門ケア加算 （１日につき）	Ⅰ	3		●
	Ⅱ	4		

加算名称		単位数	備考	算定該当
認知症チームケア推進加算 (1月につき)	I	150		
	II	120		
生活機能向上連携加算 (1月につき)	I	100		
	II	200		
栄養管理体制加算 (1月につき)		30		●
口腔衛生管理体制加算 (1月につき)		30		●
口腔栄養スクリーニング加算		20	6月に1回を限度	
科学的介護推進体制加算 (1月につき)		40		●
高齢者施設等感染対策向上加算 (1月につき)	I	10		
	II	5		
新興感染症等施設療養費		240	1月に1回、連続する5日を限度	
生産性向上推進体制加算 (1月につき)	I	100		
	II	10		●
認知症行動・心理症状緊急対応加算 (1日につき)		200	7日間を限度	
サービス提供体制強化加算※ (1日につき)	I	22		
	II	18		●
	III	6		
介護職員等処遇改善加算※	Iイ	所定単位数の210/1000		
	Iロ	所定単位数の228/1000		●
	IIイ	所定単位数の202/1000		
	IIロ	所定単位数の220/1000		
	III	所定単位数の179/1000		
	IV	所定単位数の149/1000		

* 上記単位数に10.00円を乗じた額（切り捨て）の内、1割（一定以上所得のある方は2割又は3割）が利用者負担額となります。

* 利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合、上記に係る利用料は、全額を一度お支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、領収書を添えてお住いの市町村に居宅介護サービス費の支給（利用者負担額を除く）申請を行ってください。

* 以下の内容について、当事業所が取り組みを行っていない場合は減算となります。

- ・身体拘束廃止に向けての取り組みを行っていない場合
- ・高齢者虐待防止措置について未実施の場合
- ・業務継続計画を未策定の場合

* 介護報酬は定期的な見直しがあります。変更があった場合は、再度別紙にてご説明し、同意をいただきます。

(2) その他の費用について * 以下の金額は利用料金の全額が利用者負担になります。

項目	料金等
家賃	44,000円／月（1日あたり1,467円） 月途中における入居は日割り計算とします。ただし、月途中1～15日までに退居の場合は半月分、16日以降末日までの間に退居された場合は1月分の請求となります。また、外泊、入院等で不在の場合は日割り計算を行わないものとします。
敷金	100,000円（入居時） 利用者の故意・過失・善管注意義務違反、その他通常の使用を超えるような使用による消耗・毀損があった場合には、復旧する際の原状回復費用を差し引いて、退居時に残額を返還します。また、未払い家賃等がある場合は、敷金から差し引いて、退居時に残額を返還します。 ※ 生活保護受給者に限り、敷金の分割払い相談に応じます。
食材料費	朝食380円・昼食680円・夕食690円 食事不要の申し出を受けた場合、1日分1,750円を単位としてその月の精算時に減額を行います。ただし、3食とも不要の場合のみとし、申し出は前々日までに行うこととします。 また、行事等、特別の献立による食材料費は利用者又はその家族に同意の上で別途実費相当分をその月の利用料と共に徴収する事があります。
維持管理費 （水道光熱費含む）	27,000円／月（1日あたり900円） 月途中での入居の場合、日割り計算で徴収するものとし、月途中1～15日までに退居の場合は半月分、16日以降末日までの間に退居された場合は一月分のご請求となります。また、外泊、入院等で不在の場合は日割り計算を行わないものとします。
理美容費	2,000円（カット）・3,000円（毛染め）。希望により、有償ボランティアに依頼した場合。ただし、毛染め用薬液持参の場合は2,000円。
預り金	基本的に金銭は自己管理とし、紛失事故等による弁償は一切致しかねます。

	家族の事情により事業所が預り金を管理する場合、管理費として 1 0 0 円／日を徴収するものとし、その月の利用料と共に請求させていただきます。この場合も、事業所の過失による紛失以外は弁償いたしかねますのでご了承下さい。
入院等外泊時の 利用料金	入院等外泊時の利用料金については、家賃・維持管理費のみとし、食費の一日分 1, 7 5 0 円を日割り計算で清算いたします。（外泊実日数は入院日・退院日及び出発日・帰着日を除きます。）
ハウスクリーニング代	退居時にハウスクリーニング代として 3 3, 0 0 0 円をご負担頂きます。 ご利用中でも例外として、汚れの度合いにより、ご本人の衛生上必要だと判断した場合、ハウスクリーニングを別途お願いする場合がございます。
オムツ代	オムツ代は、当事業所から提供したものに関して、その月の利用料と共に月末締めで実費相当分を徴収する。 ○小判パッド 3 0 0 （ 4 6 枚）（尿とりパット） 1 袋 1, 5 8 0 円 ○エクストラ 6 0 0 （ 3 0 枚）（尿とりパット） 1 袋 1, 8 8 0 円 ○薄型パンツタイプ M サイズ（ 2 6 枚） 1 袋 2, 3 9 0 円 ○テープ止めタイプ M サイズ（ 2 4 枚） 1 袋 2, 8 7 0 円
その他	日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるもの。 ・利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なもの。 ・利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なもの。

附則

この重要事項説明書（別紙）は令和 7 年 1 0 月 1 日より施行する。

この重要事項説明書（別紙）は令和 8 年 6 月 1 日より施行する。

この重要事項説明書（別紙）は令和 8 年 9 月 1 日より施行する。